

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業 実施要項

令和 7 年 2 月 3 日
総合教育政策局長決定

1. 趣旨

教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する子供の新たな学びの実現のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要である。また、管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要である。

このため、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう、研修プログラムの開発やフォーラムの開催を行う。

2. 内容

（事業 1）探究型の研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現

各学校の校長と中堅教員（ペア）、教育委員会の研修担当指導主事等を対象に、指導助言大学等の参加も得て、組織や教師個人の現状把握や課題設定に関する協議・演習を行う「参集研修」と、チーム学校として、現状把握や課題設定、行動計画策定、学校運営協議会などを含む体制づくり等を行う「校内実践」を繰り返す中で、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、学校管理職の総合的なマネジメント力の強化を図るための探究型の研修プログラムを開発する。研修で得られた「気づき」を教職員や地域の方と対話し、校内実践を行うことにより、教科等横断的、探究的な子供の学びを実現するとともに、多様で複雑な教育課題への組織的対応を実現する。なお、具体的な内容については、別途定める公募要領によるものとする。

（事業 2）新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

全国の校長等の学校管理職を対象に、（事業 1）の成果報告等を内容とするフォーラムを開催する。なお、具体的な内容については、別途定める公募要領によるものとする。

3. 委託対象

（事業 1）探究型の研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現

- ①都道府県教育委員会
- ②指定都市教育委員会

（事業 2）新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

- ①法人格を有する団体
- ②法人格は有しないが、次のアからエの要件を全て満たしている団体

- ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- イ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ウ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- エ 本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

(事業1) 探究型の研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現

原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度毎に締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該委託期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

(事業2) 新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

委託契約の締結日から令和8年3月31日までの間で事業の実施に必要な期間とする。

5. 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（設備備品費、人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が本実施要項又は委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたとき等は、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが合理的であると文部科学省が認める業務については、再委託することができる。
- (2) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

8. 完了（廃止等）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき又は委託事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、別に定める様式の委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、完了した日から10日を経過した日又

は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

- (2) 委託先は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書を、委託事業完了（廃止等）報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 委託事業成果報告書は、文部科学省のウェブサイトにおいて公表する。合わせて、委託先においてもウェブサイトにおいて公表するなど、成果普及に努めること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により委託事業完了（廃止等）報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記(1)において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記(1)による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

11. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。
- (6) 委託先は、委託事業成果報告書等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。